

特定自動運行許可申請書記載事項変更届出について

特定自動運行の許可を受けた方で、特定自動運行計画の軽微な変更をしようとするときは、「特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書」により、届出が必要となります。

届出方法

1 届出受付時間

午前9時0分から午後5時45分までの間（土・日・祝日を除く）

2 届出窓口

大阪府警察本部交通部 交通総務課企画第六係 電話 06-6943-1234 内線50261

※ 警察署での受付は行っていません。

3 届出対象となる変更

軽微な変更とは、以下①、②のいずれかに該当する場合は、

- ① 自動車登録番号又は車両番号及び車台番号の変更であって、特定自動運行用自動車の台数の変更を伴わないもの
- ② 特定自動運行を管理する場所の連絡先の変更

4 届出書類等

（届出書類）

- ① 特定自動運行許可申請書記載事項変更届出書（記載例参照）
- ② 特定自動運行許可証

（添付書類）

役員の変更等を証明する書類や、当該届出に必要とされる書類ですが、事前連絡をいただいた際に、変更内容を確認の上、個別に教示させていただきます。

5 注意事項

- (1) **書類に不備等があれば、追加の書類の提出を求めたり、受理できない場合もありますので、届出前に、必ず上記申請窓口まで連絡をお願いします。また、準備していただく添付書類が必要な場合がありますので、記載事項の変更を予定されている方は、早めの連絡をお願いします。**
- (2) 特定自動運行実施者について、
個人・・・氏名又は名称及び住所
法人・・・名称、代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所
の変更を行う場合は、変更の日から**30日以内**に公安委員会に届け出なければなりません。